

平成 2 6 年 第 3 回

武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 6 年 3 月 1 9 日

武蔵村山市教育委員会

平成26年第3回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成26年3月19日(水)

開会 午後 4時00分

閉会 午後 5時52分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 高橋 勝 義 土田 三 男
指田 登美子 本木 益 男
持田 浩 志(教育長)

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	河野 幸雄	学校教育担当部長	榎並 隆博
生涯学習スポーツ担当部長	小川 和男	指導担当参事	小寺 康裕
教育総務課長	中野 育三	教育施設担当課長	比留間光夫
学校給食課長	神山 幸男	指導主事	勝山 朗
指導主事	五十嵐 章	生涯学習スポーツ課長	山田 義高
国体推進室長	鈴木 浩	図書館長	乙幡 孝

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英
橋本真奈美

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第23号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱及び武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認について
- 5 議案第24号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱について
- 6 議案第25号 平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画について
- 7 議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について
- 8 議案第27号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について
- 9 議案第28号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 10 議案第29号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 11 議案第30号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について
- 12 協議事項(1) 武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針(案)について
協議事項(2) 平成26年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞(案)について
- 13 その他
- 14 議案第31号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について
- 15 議案第32号 指導主事の任命について
- 16 議案第33号 武蔵村山市立学校非常勤教員の人事上の措置について
- 17 議案第34号 平成25年度教育予算の補正(第8号)の申出について

◎開会の辞

○高橋委員長 本日の出席委員は全員でございます。

これより、平成26年度第3回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

なお、議事の都合により、議案第31号、議案第32号並びに議案第33号につきましては、日程第14、日程第15及び日程第16としまして、協議事項後といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成26年第1回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 平成26年第1回市議会定例会一般質問について御説明申し上げます。

第1回市議会定例会におきましては、2月27日から今月3月26日までの間開催されております。一般質問につきましては、3月4日から3月7日までの4日間にわたりまして、教育委員会関係の質問につきましては、お手元に御配付させていただいております資料1のとおり、15名の議員の方々から26項目にわたりまして御質問を頂戴したところでございます。質問に対します答弁要旨等につきましては資料1のとおりでございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。武蔵村山市立学校事務の共同実施についてでございます。

資料2、別冊になっております。資料2を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、学校教育担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、武蔵村山市立学校事務の共同実施について御報告させていただきます。

これまでも本市におきます事務の共同実施につきましては御説明をさせていただいておりましたが、まずはここまでの概要を簡単にお話しさせていただきます。平成23年度に東京都教育委員会が策定しました校務改善推進プランの中で、校務改善の具体策の一つとして、各学校に共通する事務を共有化するとともに、事務職員の組織化等について検討していくことが示されました。この流れの中で平成24年5月に本市は、東京都教育委員会から東京都公立小・中学校事務の共同実施モデル事業実施地区の指定を受け、平成24年度はモデル実施、平成25年度は試行実施に取り組んでまいりました。本報告書は、これまでの取組状況を踏まえ、今後の本市の学校事務の在り方についてまとめたものでございます。

それでは、恐れ入ります。別冊の資料2の2ページを御覧いただきたいと存じます。東京都における学校事務の現状及び課題については、従前から言われておりますように年齢層が50代後半に偏っており、51歳から60歳までの職員が全体の38%近くを占めております。そのような中、いわゆる1人職場であるために個人の能力差により業務の質、レベルの違いが生じたり、チェック機能がなかつたりすることが課題となっております。さらにOJTによる人材育成が行われず業務の継承が困難であることも、大きな課題とされてきました。

こういった現状を踏まえ、その改善が期待される仕組として学校事務の共同実施が提案され、東京都においては本市と江東区が地域指定を受けました。そこで本市といたしましては、5ページに記載しておりますとおり、平成24年度に武蔵村山市学校事務共同実施検討委員会及び同作業部会を設置するとともに、モデル校として校務改善のための学校経営支援組織を置いておりました市立第二小学校、第十小学校、第三中学校、第五中学校の4校を指定し、第十小学校を拠点校として具体的な取り組みを進めております。

平成24年度のモデル実施の概要につきましては、平成25年3月の教育委員会定例会でも御報告をさせていただいておりますので、ここからは平成25年度の試行実施について御説明をさせていただきます。11ページを御覧いただきたいと存じます。平成25年4月1日に開設しました第十小学校の共同事務室には4名の都費正規職員が配置され、連携校である第二小学校、第三中学校、第五中学校には都費専務的非常勤職員が配置されました。また、平成25年度は第十小学校に都費専務的非常勤が配置されなかったのですが、平成24年度までの再任用でいた職員がそのまま嘱託員として配置されたことから、共同事務室の4人とは別に4校全てに市費事務職員と合わせて2人体制がとられました。

12ページを御覧いただきたいと存じます。共同事務室に勤務する4名はそれぞれ連携校の担当を持っておりますが、4月当初はそれぞれが担当する連携校の総務や給与にかかわる事務の取り扱いを行っておりましたが、8月以降は総務担当、給与担当等の分掌を行い各自が専門的に事務を扱うこととし、業務によって繁忙期がずれることから、互いに業務を補い合いながら業務の円滑化に取り組んでまいりました。さらに、いわゆる校務改善のために共同事務室が機能するための方策については、市教委及び連携校校長、共同事務室職員による連絡会を月1回行い、室長を中心に4名の職員が主体的に検討を進め、12ページ中段に示されておりますように、出勤簿や年休簿等の処理の支援や学校基本調査への関与など、現状各校の副校長がその処理に若干苦慮している業務への支援策の具体化を目指しております。同時に各校事務室での校務支援内容を明確にすることで、教員一人一人が子供と向き合える時間

の確保策に資すると考え、表のような支援策を提案しております。13ページには現在4名の職務分担をお示ししております。

続けて15ページを御覧いただきたいと存じます。平成26年度以降の試行実施では、新たに第八小学校、第九小学校、第一中学校の3校を連携校に加え、全7校の総務や給与等の業務を共同事務室の4名の職員で行うこととなります。新たな3校には今年度の試行実施同様3名の都費専務的非常勤職員を配置し、各校事務室の2人体制を維持します。また、拠点校である第十小学校にも平成26年度からは専務的非常勤職員が配置されることとなりました。

さらに平成25年度の試行実施実績をもとに平成26年度の共同事務室の執行予算額を見積もり、7校の学校配当予算から児童・生徒数に応じた予算額を、共同事務室の運営に必要な予算として確保いたしました。今後は16ページにお示ししてありますように、平成26年度の7校による共同事務の成果を踏まえ、平成27年度には本市全校14校による事務の共同実施を行い、全校が校務改善の機能を強化させ、各校の特色ある学校づくりに文字どおり全教職員が力を発揮できる体制を、構築してまいりたいと考えております。

御説明は以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。武蔵村山市立学校校庭・体育館等で行われる諸活動における安全確保の基準についてでございます。

資料3、これも別冊になっております。資料3別冊を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、校庭・体育館等で行われる諸活動における安全確保の基準について御説明いたします。

平成26年1月の定例教育委員会にて御説明いたしましたとおり、平成25年10月15日に第四中学校において部活動中に発生した生徒の事故の反省を踏まえ、教育委員会として校庭・体育館等で行われる諸活動における安全確保の基準を定め、平成26年1月の校長会にてこれを示すとともに指導を行ったところでございます。

各小・中学校では、教育委員会の基準をもとに実態に合わせた学校ごとの基準を決定いたしました。別冊資料3は、全校の基準をとじたものとして平成26年3月の校長会で配付したものでございます。各学校の基準に若干の差が見られておりますので、今後他の学校の基準を参考にし、改めて平成26年4月に修正を加えたより精度の高い基準を策定し、再提出を求めるといたしております。今回配付した資料につきましては、再提出があるまでの暫定

基準となっておりますので御理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、4点目でございます。書籍「9年間で『言葉の力』を鍛える」の刊行についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、書籍「9年間で『言葉の力』を鍛える」の刊行について御説明いたします。

平成25年度は本市の全小・中学校が、東京都教育委員会から言語能力向上推進校の指定を受け、5つの中学校区を単位とした小・中連携により共同で校内研究を進めてまいりました。各小・中学校では、児童・生徒の言葉の力を育むために、全市共通の研究主題を踏まえて中学校区ごとにテーマを設定し、義務教育9年間を通して目指す児童・生徒の姿を実現させるために、授業実践を行ってきたところでございます。これまでの研究を通して学習指導案の検討、相互授業参観、授業後の協議等、小・中学校の教員同士が繰り返し意見を交換する中で、各教員の指導観の一貫が図られてきております。また、子供たちには、よき社会人となるためのコミュニケーション能力と、生涯を通して自己実現の根源となる言語能力の基礎・基本が、確実に身につくことが、検証結果からも明らかとなっております。

平成26年2月19日に、これらの実践研究の一端をまとめ、一般書籍「9年間で『言葉の力』を鍛える」を刊行いたしました。本書にはこれらの取組に至る経過、実践事例、児童・生徒や教員の変容に加えて、若手教員の試行錯誤や学校図書館活用のアイデア等を掲載いたしました。また、文部科学省教科調査官やNHK日本語センター専門委員などをお招きしての座談会では、我が国の未来を担う子供たちへの期待と、そのために果たさなければならない教師の役割などについて語られております。

本書は一般書店を初め市役所市政情報コーナーやイオンモール内の情報館えのき等で販売されており、また、既に複数の報道機関において本書が取り上げられたことから、東京都内はもとより全国の教育関係機関や学校からも問い合わせをいただいているところでございます。なお、資料12ページには本書の広報用のチラシを掲載いたしております。全国の皆様に御一読いただき御指導をいただきたいと考えております。

今後とも本市各学校においては、本書を活用しながら小・中連携による校内研究を一層充

実させ、児童・生徒の言語能力を育み、学力向上を図ってまいりたいと存じます。委員の皆様にも改めて本書を御高覧いただき、各学校の取組に対して御指導、御助言くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。平成25年度教員の研究活動についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思えます。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、平成25年度教員の研究活動について御説明いたします。

本市において今年度文部科学省や東京都教育委員会の研修制度を利用し、自らの資質を高める研究を推進している個人の教員の活動について一覧にいたしました。本資料にございます研究開発委員、東京都教育研究員及び東京教師道場は、全て東京都教育委員会の事業でございます。

1段目、第二小学校赤坂弘樹主任教諭は、小学校算数に関わる教育内容・方法等についての研究開発を行う教育研究員7人の1人に選ばれ、研究を進めてまいりました。その研究の成果については2月28日に広く全都の教員に対して発表いたしました。

第2段目から6段目は東京都教育研究員でございます。これらに掲げている教員は、教育研究員として研究の成果について、東京都教育委員会研究員発表会及び各教科等の研究発表の機会を活用し、都内や市内に広く発表したところでございます。

また、7段目から23段目は東京教師道場でございます。まず2名につきましてはリーダーとして、また、それ以降につきましては、平成24年度25年度の2年間にわたり東京教師道場部員に対して模範授業を示したり、部員の授業の指導、助言を行ったりしてまいりました。東京教師道場2年次の5名及び1年コースの1名の教員は、平成26年2月18日に実施いたしました報告会においてその成果を、市内に広く発表したところでございます。また、1年次の教員9人については、来年度2年目の研究を行うことになっております。

いずれにいたしましても教育委員会といたしましても、引き続きこうした教員の研究活動を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。平成25年度武蔵村山市立学校教員研修（輝

きアップ研修) 受講教職員についてでございます。

資料6の1及び資料6の2別冊を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、平成25年度武蔵村山市立学校教員研修(輝きアップ研修) 受講教職員について御説明いたします。

資料15ページには、平成25年6月に施行となった武蔵村山市教員研修基金条例により、本年度中に当該教員研修を受講した教職員の一覧を示してございます。既に御説明いたしておりますが、本教員研修奨励基金は、頑張っている教員を応援したいという市民の篤志家からの御寄附により、勤務成績が良好で本研修の目的を遂行できる者等を対象として、当該教員が自主的に行う研修に対して助成を行う制度でございます。この研修について平成25年に教員からの申請及び校長からの推薦に基づき受講した教員は、小学校11人、中学校10人の合計21人となっており、研修内容につきましては一覧にお示ししているとおりでございます。

これらの研修を、参加教員の所属校のみならず市内全体に還元する目的で、26年3月11日には武蔵村山市立学校教員研修報告会を開催いたしました。別冊資料6の2は当日の報告資料でございます。多くの教員からは、自己負担ではなかなか参加しづらかった研修に参加できたことで、全国から集まってきた教職員との意見交換を通して新たな視点に気づくことができたなどの感想が、述べられたところでございます。

教育委員会といたしましては、教員を育成する視点から、校長会とも連携して次年度以降も本制度の積極的な活用に向けての周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、7点目でございます。平成26年度武蔵村山市立学校教育課程の受理についてでございます。

資料7、別冊になっております。紫色のファイルでございます。資料7別冊を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 平成26年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について御説明いたします。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則第15条の規定に基づき各学校の校長は、毎年3月末日までに次年度の教育課程を教育委員会に届け出ることが定められております。つきま

しては各学校の教育課程の受理についてお願いいたしたく御報告をいたします。

お手元の資料、小・中学校から届出のあった平成25年度教育課程の第1表から第4表、小学校については第4表まで、中学校については第5表までの写しがとじられてございます。教育課程の編成に際しまして全小・中学校で、児童・生徒の言語能力の向上に係る言語活動の充実を明確に位置付けること、安全教育の充実を図ること、学校評価で出た課題についての解決策を具体的に示すこと、いじめ対策委員会等の設置について位置付けること等を含め、指導主事が内容を確認し事前相談を複数回行いました。その内容が適切であることを確認し受付をしたところでございます。

なお、幾つかの学校を紹介いたします。第七小学校と第四中学校は、平成26年度小中一貫校に向けての準備を進めていくことから、教育課程の中に様々な取組を位置付けております。第七小学校の1ページを御覧いただきたいと存じます。(3)基本方針には、小中一貫校の設立に向けて、隣接する第四中学校とのさらなる具体的な連携を進めていることが明記されております。同様の記載が第四中学校の基本方針にも示されております。具体的には4ページ、ア、各教科の3項目目、第4中学校との共同研究、イ、道徳の5項目目、道徳授業地区公開講座の重点の統一、オ、特別活動の6項目目、生徒会・児童会連携の挨拶運動等、様々な小中一貫教育に向けた取組について明記しております。

以上、雑駁ではございますが、一例として御説明いたしました。

平成26年度各小・中学校の授業日数は最小で200日、最大で208日、各学校において確かな学力を児童・生徒に身につけさせるために必要な余剰時数についても、適切に確保されております。各学校の教育課程の受理についてよろしくお願いいたします。なお、私の説明の中で25年度教育課程と申し上げた部分がありました。失礼いたしました。平成26年度教育課程でございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、8点目でございます。第16回生涯学習フェスティバル（旧生涯学習市民学園まつり）の実施結果についてでございます。

資料8を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 それでは、第16回生涯学習フェスティバル（旧生涯学習市民学園まつり）の実施結果について御報告いたします。

本事業は、世代間交流の場として幼児から高齢者までが楽しく体験、学習することを目的として実施した事業であります。

詳細につきましては、生涯学習スポーツ課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 山田生涯学習スポーツ課長。

○山田生涯学習スポーツ課長 それでは、第16回生涯学習フェスティバル（旧生涯学習市民学園まつり）の実施結果について御報告いたします。

主催は生涯学習フェスティバル実行委員会、共催が教育委員会で行われました。開催期日は3月9日日曜日、午前10時から午後3時まで、会場につきましてはさくらホールと市役所市民駐車場を使用いたしました。体験学習につきましては、17の団体が紙飛行機を作成して飛ばしたり似顔絵の技術指導を行いました。また、イベントにつきましては、9団体が和太鼓やストリートダンス、ハンドベルの演奏等を披露いたしました。その他関連事業としまして、おひな様の展示会及びワンコインコンサートが実施されました。一般来場者は約1,875人で大いににぎわいました。教育委員会の委員の皆様には、開会式に御出席いただき大変ありがとうございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、9点目でございます。立川市図書館との相互利用についてでございます。

資料9を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 立川市図書館との相互利用につきまして御説明申し上げます。

立川市図書館との相互利用につきましては、過去から議会におきましても多くの議員の皆様方から御要望等を頂戴してきたところでございます。本市といたしましては、市民の自主的な学習活動の場を広げるとともに、市民の教養の向上及び文化の発展に寄与することを目的といたしまして、平成23年度には昭島市及び瑞穂町と、平成24年度には東大和市と、図書館の相互利用を開始したところでございます。このたび近隣自治体であります立川市との相互利用に向けた事務協議が調いましたので、平成26年3月25日に相互利用協定の締結を行うこととさせていただきます。

なお、詳細につきましては図書館長から御説明いたさせますので、よろしくお願いいたし

ます。

○高橋委員長 乙幡図書館長。

○乙幡図書館長 それでは、立川市図書館との相互利用について御説明申し上げます。

資料9を御覧いただきたいと思います。相互利用につきましては、部長の答弁のとおり平成26年3月25日をもって利用協定を締結し、平成26年6月頃の開始を予定しております。このことにより市民の方が直接、立川市図書館9館の約90万の図書や雑誌、CDなどを借りられるようになります。ただし図書、雑誌の貸出冊数につきましては5冊以内、CD等は1点でございます。また、予約、リクエストサービスはできない等の条件はございます。また、立川市では毎週月曜日が休館となっておりますが、平日は午後7時までの開館をしております。なお、市民の方への周知につきましては、平成26年5月発行の市報、図書館ホームページ及び館内ポスターの掲示により行う予定でございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、10点目でございます。社会科副読本「わたしたちの武蔵村山市」第5版についてでございます。

資料10、別冊になっております。資料10を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、別冊資料10で配付させていただいております社会科副読本「わたしたちの武蔵村山市」について御説明いたします。

平成25年度は、3年ぶりの部分改訂として、第九小学校古瀬和彦校長を委員長とした各小学校からの委員による編集委員会により編集を行いました。例えば地域の人々の生活についての学習では、図を詳細に示したり新たに施設の内容を取り入れたりするとともに、写真や本文、資料の数値等を更新して改訂いたしております。この副読本は来年度から3年間、各小学校の3・4年生の社会科の学習において活用されることになります。

教育委員会といたしましては、各学校において本副読本を十分に活用し、児童一人一人が地域を愛する心を育むよう指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

11点目のその他でございますが、特に報告等はございませんのでよろしく願いいたします。

○高橋委員長 それでは、ただいまの報告に対する質疑等があればお受けいたしますが、まず私のほうから、先ほど河野教育部長からもお話がありましたけれども、資料1、市議会定例会一般質問で、教科書採択要領の策定についての御質問があったようであります。質問、意見、あるいは答弁の内容について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。

小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 平成26年8月に採択予定の、平成27年度使用の小学校の教科用図書採択のための要領の策定に向けて、その方針や日程についての御質問を承りました。

これを受けて事務局から、まず採択要領の方針については、文部科学省や東京都教育委員会の通知に基づき、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査・研究によって、適正かつ公正な採択を行うための事務手続について定めるものであると説明いたしました。

また、同要領策定までの日程につきましては、平成26年4月に文部科学省及び東京都教育委員会から届く通知の内容を踏まえて、同4月の定例教育委員会において事務局より原案を示し、委員の皆様との協議をいただいた上で改めて要領を決定し、5月の定例教育委員会で報告すると答弁いたしました。

議員からの御意見の概要につきましては、採択要領に適正かつ公平な採択などの採択の方針を記載できないか、各学校に教科書見本を貸し出すことはできないか、教科書展示会は法定展示期間に加えて展示期間を設定することはできないかなどに加えて、採択を行う教育委員会について、教科書名を挙げずに協議を行う方法を改めていただきたいなどございました。教育長はこれらの質問に対して総括する趣旨で、いただいた意見を踏まえて今後要領等を策定すると答弁いたしましたところでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 委員の皆様、今の説明を聞いていかがでございましょうか。

指田委員。

○指田委員 文科省の通知には教科書採択についてどのような方針が示されているのですか。

御説明を願えますか。

○持田教育長 この件について小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 文部科学省から毎年度、教科書の採択についてと題する通知がされております。そこに示されております教科書採択の方針については、教科書採択は採択権者の権

限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査・研究によって適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いいたします
といった趣旨が示されているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○指田委員 はい。

○高橋委員長 他の委員の皆様、いかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 これまでも本市におきましては教科書見本を詳細に確認したり、それから採択資料の作成委員会の報告書を参考にして私どもは、時間を非常に多くかけて調査・研究を行ってきたわけですけれども、ただいまの文科省からの通知、適正かつ公正な採択というようなことは当然というようなことで理解しておりましたが、これまでの方法で問題があるのでしょうか。

○高橋委員長 これについては。

小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 本市の要領は文部科学省や東京都教育委員会の通知を踏まえて策定いたしておりますので、当然その要領の前提といたしましては適正かつ公正な採択を行うこととなっておりますので、問題はないというふうには考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 至極もっともな意見だと思いますが、何かございますか。

指田委員。

○指田委員 それでは、今後は誤解を受けないように改めて本市の要領、適正かつ公正な採択の趣旨を明確に示されてはいかがででしょうか。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 私もそのようにお願いしたいと思います。

そこで、各学校に教科書見本を回すことができないかとのことですけれども、教科書見本は大体何冊ぐらい届くものなんでしょうか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 これは全ての区市町村に対して同様ですが、5冊というのが例年の例でございます。

以上でございます。

○土田職務代理者 本市ではこれらの教科別の教科書の調査・研究委員会、それと採択資料の作成委員会を組織して、これに加えて事前に各学校に教科書見本を送ることは、日程的に、また冊数の関係で可能なのでしょうか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 来年度で言いますと小学校の教科書採択の年に当たるわけですが、例えばの例でございますが、5冊の見本本のうち3冊を、同時に例えば5日間ずつ、3冊掛ける3校で全校9校に回すなど、委員の皆様の御了解をいただければ可能な部分はあるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 これは土田職務代理者、そういう考えでよろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○高橋委員長 本木委員。

○本木委員 他市においては、教科書の見本を回して教員に思料させていただくような例というのはあるのでしょうか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 いずれの市も見本5冊でございますので、それを全校に回すことができるかできないかといったことにつきましては、例えば自治体の学校数等によっても異なっているようでございます。例えば江戸川区で申しますと小学校73校、中学校が33校ございまして、限られた期間内に全校に教科書見本を回すことは難しい状況から、行っていないというふうに伺っております。したがって行っている自治体もございしますが、行っていない自治体も多いのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○本木委員 もし本市において回すような場合において教員の皆さんは、教科書に対してどのような意見を述べるようなことになるのでしょうか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 前回の平成23年の中学校の教科書採択のときに答申がなされておりますが、東京都教科用図書選定審議会が東京都教育委員会に対して答申した教科書の採択方針については、教科書の調査・研究に当たって検討すべき項目が示されております。それによ

りますと、内容、構成上の工夫について、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように調査・研究することとなっております、これを踏まえ、各学校で教員が教科書の調査・研究を行う場合についても、校長の責任のもと全教科書についてその違いを明確にするような資料を作成していただくこととなります。

以上でございます。

○高橋委員長 そうですね。違いを明確にするというのも大事な視点だと思います。

他はよろしいでしょうか。

指田委員。

○指田委員 今伺ったように5日間というと本当に短い期間なんです。それで各学校の教員が全教科の教科書について資料を作成したりということは、可能でございますか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 各学校に教科書を回して資料を作成しているという実際に行っている自治体の例でございますが、学校で教員が教科を分担して作業を行っているという例が多いようでございます。また、資料の内容についても、各教科書の特徴のみを簡潔に記載するなどの工夫を図ることにより、本市においても資料の作成は可能な部分はあるだろうというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 他はよろしいですか。

指田委員。

○指田委員 では、今のお話を伺いますと、そうであれば、校長会に御理解をいただいた上で各学校でも簡潔な資料を作成するというのを、お願いしてはいかがでしょうか。

○高橋委員長 そうでしょうね。

もう一点、教科書展示会についてであります、これについては法律ではどのようなようになっておりますか。

小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 教科書の発行に関する臨時措置法では都道府県教育委員会は、毎年文部科学大臣の指示する時期に教科書展示会を開かなければならないと規定されており、これを踏まえて東京都の教育委員会から、小・中学校の教科書採択が行われる年には私ども区市町村の教育委員会に対して、教科書展示の開始の時期、それから期間が示されております。例年ですとこれは大体6月中旬から土日を除く14日間というふうになっております。

以上でございます。

○高橋委員長 ありますか。

○本木委員 今回の関係なんですけれども、例えば展示会を延長したりとか別に設定したりとかすることは、本市だけでということではできないのでしょうか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 本市に限らず文科省の通知の中には、法定展示期間外であっても、教科書見本が届き次第、教科書展示会を開催することは可能であるというふうに示されております。

以上でございます。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 そうすると、教科書見本を各学校に回した上で、調査・研究委員会それから採択資料作成委員会において調査・研究を行うとともに、もちろん私ども教育委員が調査・研究を行う期間等も考えると、非常に時間はないような気がいたしますが、若干でも展示期間を延長することはできるということですか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 委員がおっしゃるように委員調査・研究用の教科書を、事務局に最低1セット確保できるということで委員の皆様にご理解をいただければ、教科書展示会の前後等を延長するようなことはできるというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 いずれにいたしましても、やはりこれは多くの市民の皆様にも、特に教科書に対して関心を持っていただくということは、私はとても大事なことだと思うんです。そのためには、今まで委員の皆様からいろいろな意見がありましたけれども、ぜひ可能な範囲で例えば展示会の期間を確保していただく、そのことをひとつお願いしたいと思います。また、その際はぜひ保護者の皆様にも、各学校を通して展示会のお知らせをPRするなど、周知・徹底を図っていただきたいというふうに思います。

また、採択を行う私どもの教育委員会についても、今までの長い本市の歴史もありますけれども、より一層市民の皆様が開かれた、クリアというんですか、開かれた会議の在り方というものを検討しなければならないと、私は今考えております。

今回審議会でもいただきました御意見、あるいはただいま委員の皆様からいろいろな貴重な御意見を伺いました。皆様の御意見を踏まえて、改めて適正かつ公正な採択を行っていき

いと思います。事務局には、そうした趣旨に基づいて教科書採択の要領の案を策定するようにすると、この場でお願いしたいと思います。

以上でございます。

それでは、教育長報告についてその他に何かございますでしょうか。

本木委員。

○本木委員 すみません、1つお願いします。

7番の教育課程の受理についてという中で授業日数が、先ほど200から206日という、私も目を通して1週間ぐらい差があるなと思ったんですけども、規定以内なんだろうけれども、この差というのをどのように捉えたらいいかとか、どうなんだろうかと思ったものからです。

○高橋委員長 勝山指導主事。

○勝山指導主事 お答えをさせていただきます。

最も授業日数が少ない学校につきましては、今御覧いただいている教育課程の届けの中では第二小学校に当たります。第二小学校では、午前5時間制の特徴を生かして授業時数外の活動等も充実させながら、学力そして体力の向上を図っているところでございます。ですので、ここにあらわれてくる数字といたしましては少なく見えますが、十分な子供たちに対する教育活動ができていものと考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

他はいかがでございましょうか。よろしいですか。

小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 こちらの教育課程について受理をいただけるものかについて、ここで御確認をいただければと思います。

○高橋委員長 教育課程届け出については、委員の皆様、御異議ございませんね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしということでございます。

それでは、教育長報告を終わりにいたします。

◎日程第4 議案第23号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱及び武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱の改正の申出に係る臨時代

理の承認について

○高橋委員長 日程第4、議案第23号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱及び武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第23号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱及び武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認について。

武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱及び武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱の改正の申出について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第23号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局組織の改正に伴い、武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱及び武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱の改正の申し出をする必要があり、平成26年3月4日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認を賜りたくお願い申し上げます。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 それでは、議案第23号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱及び武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認について、御説明させていただきます。

市長部局が所管している要綱でございます武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱及び武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱につきましては、平成26年4月1日付をもちまして教育委員会事務局組織が改正されることに伴い、これまでの生涯学習スポーツ課が文化振興課及びスポーツ振興課に分かれることから改正の申出をする必要が生じ、会議を開催するいとまがないことから、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき臨時代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき御承認をお願いす

るものでございます。

それでは初めに、おめくりをいただきまして武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。第14条の教育部生涯学習スポーツ課を教育部文化振興課に改めるものでございます。附則につきましては平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。こちらにつきましては第8条の教育部生涯学習スポーツ課を教育部文化振興課に改めるものでございます。附則につきましては平成26年4月1日から施行するものでございます。

なお、文書の審査を受けることにより修正を加えることがございますが、基本的な趣旨につきましては変更はございませんので、あらかじめ申し添えさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第23号 武蔵村山市生涯学習推進本部設置要綱及び武蔵村山市生涯学習推進会議設置要綱の改正の申出に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第5 議案第24号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事

**務等を定める要綱の一部を改正する要綱の一部を改正
する要綱について**

○高橋委員長 日程第5、議案第24号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第24号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱について。

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第24号の提案理由を説明させていただきます。

指導担当参事を廃止し、あわせてその所管事務を改める必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 議案第24号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱について、御説明申し上げます。

担当部長、参事及び担当課長の設置等に関します要綱につきましては、2月に開催されました教育委員会定例会におきまして、生涯学習スポーツ担当部長を平成26年4月1日をもって廃止する旨御提案させていただきました。御決定をいただいたところでございます。

この度平成26年4月1日をもちまして指導担当参事の職を廃止することとさせていただきました。これに伴いまして新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。第2条では教育部に指導担当参事を置くという規定がございますが、改正といたしましては、第2条につきましては削除させていただきます。第3条を第2条とするものでございます。なお、現在指導

担当参事が所管いたしております事務分掌につきましては、市の教育センター担当課長の職の中で事務分掌を行っているところでございます。今回改正することによりまして基本的には学校教育担当部長の職といたしましては部長決裁と、教育指導課長といたしましての決裁区分は変わりはありません。今後措置する予定の従来どおりの指導教育センター担当課長につきましては、今後は課長としての事務決裁規定となることとなります。

いずれにいたしましても、平成26年4月1日付をもちまして指導担当参事の職を廃止したいと考えておりますので、よろしく御決定賜りますようお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第24号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第6 議案第25号 平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画について

○高橋委員長 日程第6、議案第25号 平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第25号 平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画について。

平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画について、別冊のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成26年 3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第25号の提案理由を説明させていただきます。

平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画を定める必要があるので、本案を提出するものがございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 それでは、議案第25号 平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画につきまして御説明申し上げます。

学校給食基本計画につきましては、毎年度学校給食を実施する上での基本方針と、年間給食日数などの基本計画並びに市費会計でもあります学校給食費会計の歳入・歳出予算を定めるもので、学校給食を実施する上でのよりどころとなるものがございます。

なお、本計画につきましては、去る2月14日に開催されました武蔵村山市学校給食運営委員会にお諮りし、原案のとおり承認するとの答申をいただいたところでございます。

本計画の内容につきましては、学校給食課長から御説明いたさせますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画について御説明申し上げます。

別冊資料1の1ページをお開きいただきたいと思います。まず1の基本方針につきましては、学校給食を実施する上での基本的な考え方を示したもので、(1)学校給食実施に係る基本方針につきましては、学校給食法で定める学校給食の目的を踏まえ、本市の学校給食については学校給食法第2条に掲げられた7つの目標、こちらのアからキまでに掲げているものがございますが、これらの達成を基本として実施するものであることを明らかにしております。

次に、(2)学校給食業務実施に当たっての基本的事項でございますが、平成26年度の学

校給食業務を実施する上での基本となる事項を5つ取り上げてございます。このうちアの学校給食の実施については、従来からの考え方に加え、昨年和食、日本人の伝統的な食文化がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、和食についての理解が深まるような献立の実施にも努めることといたしました。

また、2ページに移りましてエの給食費収納率向上対策についてでございますが、昨年度までは給食費未納対策についてとして、未納者に対する働きかけの部分を強調しておりましたが、機会を捉えまして給食費の性格や給食費がどのように使われているのかを周知するなど、給食費の重要性を保護者にお知らせしていくことも重要であると考えまして、本年度はその点も含めた中で給食費の収納率向上対策という観点でまとめさせていただいております。

続いて、オの給食業務の民間委託についてでございますが、中学校学校給食調理等業務につきましても、平成22年度から民設民営の委託方式で実施しておりますが、現在の委託契約期間は平成26年度までとなっております。昨年の教育委員会で御報告申し上げました、武蔵村山市立学校給食センターの今後の在り方等検討委員会からの最終報告にもありまして、中学校の学校給食調理等業務につきましても、現在の受託業者により安定的に行われており、既に十分な実績を有していることから、平成27年度以降も業務を委託することとして、その手続を進めることとするところでございます。また、小学校給食の調理等を行っております給食センターにつきましても、かねてから老朽化が指摘されていることから、平成26年度におきましては、施設の更新とあわせ運營業務の民間委託についても検討を進めていくとしたところでございます。

続いて、3ページを御覧いただきたいと存じます。2の基本計画でございますが、(1)の年間給食日数につきましても平成25年度と変更はございません。(2)の給食1食当たりの平均的な単価及び給食費の額につきましても、消費税率の引き上げに伴う物価上昇が見込まれるとして1月の教育委員会定例会で、武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則を議決いただいたところであり、こちらに示した額につきましてもその改正後の額となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。(3)の給食基本人員につきましても平成25年10月1日現在での推計値になりますが、日々給食をとる児童・生徒及び教職員の数で全体では7,168人と見込んでおります。平成25年度と比較しますと小学校で21人、中学校で35人の増で、全体では56人の増となっております。

続いて、(4)の献立目標でございますが、こちらは主食の区分による給食日数等を示し

たもので、米飯給食の実施日数につきましては小学校は平成25年度は90%、週平均ですと4.5回としておりましたが、平成26年度は10%減らし週平均4回としております。中学校につきましては平成25年度と同じでございます。ちなみに東京都教育委員会が取りまとめた平成24年度東京都における学校給食の実態によれば、多摩地区26市の米飯給食の実施回数については小学校では週3回が49.7%と最も多く、次いで週3.5回が23.1%となっており、週4回という学校は11.7%となっております。また、中学校では週4回が35%と最も多く、次いで週3回が23.2%、また、週5回という学校も14.8%ございますが、これは中学校給食におきましては弁当併用方式による学校給食が実施されていることが、影響しているものと捉えております。

続いて、5ページを御覧いただきたいと存じます。(5)の学校給食センターの稼働についてでございますが、小学校給食に係る学校給食センター稼働日数は、この表にございましており192日としており平成25年度と同様でございます。また、それぞれの稼働日につきましては6ページの資料(1)の表のとおりでございます。続いて、7ページ、8ページは、中学校給食に係る学校給食センターの稼働日数と稼働日になりますが、小学校給食と同様、年間192日の稼働を予定しているものでございます。

次に、9ページを御覧いただきたいと思っております。歳入・歳出予算の概要でございますが、歳入予算の給食費から科目ごとに順次御説明いたします。初めに給食費でございますが、こちらは現年分の給食費で本年度予算額は3億1,275万7,000円、前年度予算額は3億182万4,000円で1,093万3,000円、率にいたしますと約3.6%の増となっております。この増額分の内訳でございますが、学校給食基本人員の増によるものが244万円、給食費の改定によるものが849万3,000円となっております。

続いて、過年度分給食費でございますが、本年度予算額は262万6,000円、前年度予算額は257万円で、前年度と比較しますと5万6,000円の増となっております。

また、次の試食会費につきましては前年度と同額の14万円を計上してございます。

その下の繰越金と雑入につきましてはいずれも科目存置でございます。

続いて、(2)の歳出予算について御説明をいたします。歳出予算は小学校費、中学校費ともに給食物資の購入経費でございまして、小学校費の予算額は2億631万5,000円で前年度と比較して648万1,000円の増、また、中学校費の予算額は1億921万円で前年度と比較して450万8,000円の増となっております。

以上のとおり歳入・歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ3億1,552万5,000円となり、

前年度と比較しますと1,098万9,000円、率にいたしまして約3.6%の増となっております。

次の10ページ、11ページにつきましては、ただいま御説明いたしました歳入予算の積算基礎となっております。10ページの給食費に関しましては収納率を99%と見込んだところでございます。また、11ページ、イの過年度分給食費でございますが、こちらは平均で22.6%と見込んでおります。その下のウの試食会費につきましては、給食費の単価の改定はございましたが、こちらの単価は据え置いた上で、前年度と同様延べ550人の参加を見込んだところでございます。

以上、簡単でございますが、平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 1点お伺いいたします。

基本方針の給食業務実施に当たっての基本的事項、この中で小学校の給食調理を受け持っている市立学校給食センターにあって基本事項としましては、施設の更新とあわせ運營業務の民間委託について検討を進めていくというような、検討事項ということになっておりますけれども、本日提供された教育長報告の中の一般質問を見ますと、学校給食センターの基本設計委託を26年度予算化したと、要求したというようなことになっているんですけれども、その辺の少し詳細がありましたら教えてもらえますか。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 まず市立学校給食センターの施設の更新に関しましては、昨年の教育委員会におきましても、その在り方ということで、P I方式の活用を含めた施設の更新と民間委託というようなことで、一定の方針を示させていただいたところでございます。

そうした中で今回、平成26年度の予算に基本設計委託料を計上させていただいたところですが、これにつきましては、昨年の教育委員会でお示しした内容ですと建設予定地を、少なくとも4,000から5,000平方メートルというようなことで考えていたわけでございますけれども、なかなか適地がない中で施設の老朽化も進んでいる状況から、旧第二学校給食センターの用地を活用した中で施設の更新ができないかというようなことで、検討を進めてまいりました。

このことが決定いたしましたのが昨年の暮れから今年の1月の初旬にかけてというようなことで、基本設計の委託の細かい内容まではまだ詰めていないところですが、旧第二学校給食センターの跡地の中で可能な範囲、衛生管理にもすぐれ、また、食育の推進であるとかそういったことにも資するような施設が、どの程度のものでできるか、基本設計を進める中でそれを明らかにしていきたいということでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

土田職務代理人。

○土田職務代理人 非常に大きな前進があったというふうに今感じております。長年の第一学校給食センターという呼称の時代から非常に老朽化が叫ばれている中で、その間のいろいろな経過があったと思います。しかしながら、ここに来て既に基本設計に入り、その方向性が示されてきたということにつきまして、職員の皆さん、大変御努力されたと思います。大変御苦労さまでした。非常に早い時期に今後も推し進めていただくよう御努力をいただけたらと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○高橋委員長 他にはいかがでございましょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第25号 平成26年度武蔵村山市学校給食基本計画についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第7 議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について

○高橋委員長 日程第7、議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第5条第1項の規定に基づき、学校運営協議会委員を任命する必要があるため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長より提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第26号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第二小学校、第三小学校、第八小学校、第九小学校、第十小学校及び第五中学校の学校運営協議会委員の任命をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてにつきまして、御説明いたします。

前回2月の定例教育委員会におきまして議決をいただき、武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、平成26年4月1日から指定学校として指定する武蔵村山市立第二小学校、第三小学校、第九小学校、第十小学校、第五中学校の5校の他、第八小学校につきましては、委員の任期が満了することから各校の委員の任命をお願いするものでございます。

学校運営協議会委員の任命に当たりましては、学校運営協議会規則第5条の第2項に、教育委員会は指定学校の校長に対し委員の候補者の推薦を求めることができる旨を、また、同条第3項に、指定学校の校長は委員として適当と認める者がある場合は、第2項の規定によ

る求めに対して委員の候補者を推薦するものとする旨の規定がございますことから、今回6校の校長から推薦があった委員の候補者につきまして、委員としての任命をお願いするものでございます。議案の次に別紙がございますので御覧いただきたいと存じます。

御説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第26号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第8 議案第27号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について

○高橋委員長 日程第8、議案第27号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第27号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について。

武蔵村山市社会教育委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長より提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第27号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市社会教育委員の任期満了に伴い新たに委員を委嘱する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 それでは、議案第27号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱について御説明いたします。

別紙を御覧いただきたいと思います。社会教育法第15条及び武蔵村山市社会教育委員設置条例第3条の規定に基づき、社会教育委員10人に委嘱しておりますが、3月末をもって任期が満了することから新たに委員を委嘱する必要が生じたので提案するものでございます。

池谷さんにつきましては学校教育の関係者になっております。有吉さん、清水さん、高橋圭子さん、山田さんにつきましては、社会教育の関係者になっております。芦川さん、高橋智子さんにつきましては、家庭教育の向上に資する活動を行うものでございます。また、栗岩さん、椎野さんにつきましては、学識経験のある者の区分から選出した方でございます。

また、新たに委員となられました方は山田さん、芦川さん、椎野さんの3名でございます。また、池谷さん、有吉さん、清水さん、高橋圭子さん、高橋智子さん、栗岩さんの6名につきましては、再任をお願いしてございます。現在未決定の1名につきましては、学校教育の関係者でありまして現在選考中でありますので、よろしくようお願いいたします。なお、任期につきましては平成26年4月1日から2年間になっております。

以上で説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第27号 武蔵村山市社会教育委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第9 議案第28号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について

○高橋委員長 日程第9、議案第28号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第28号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第28号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 議案第28号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱について御説明いたします。

別紙を御覧いただきたいと思っております。社会教育法第29条及び武蔵村山市公民館条例第18条の規定に基づき、公民館運営審議会委員10名に委嘱しておりますが、3月末をもって任期が満了することから新たに委員を委嘱する必要性が生じたので提案するものでございます。

小川建二さん、小谷さん、塩畑さん、本村さんにつきましては、社会教育の関係者になっております。また、小川香代子さんにつきましては、家庭教育の向上に資する活動を行う者からの選出でございます。野崎さん、山本さんにつきましては、学識経験のある者からの選出でございます。井上さん、小西さんにつきましては公募によるものでございます。

新規委員につきましては小川建二さん、小谷さん、塩畑さん、井上さん、小西さんの5名でございます。また、本村さん、小川香代子さん、野崎さん、山本さんの4名につきましては再任となっております。現在未決定の1名につきましては、学校教育の関係者でありまして現在選考中でありますので、よろしく願いいたします。なお、任期につきましては平成26年4月1日から2年間となっております。

以上で説明とさせていただきます。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第28号 武蔵村山市公民館運営審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第10 議案第29号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について

○高橋委員長 日程第10、議案第29号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第29号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について。

武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第29号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市文化財保護審議会委員の任期満了に伴い新たに委員を委嘱する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 それでは、議案第29号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について御説明いたします。

別紙を御覧いただきたいと思います。文化財保護法第190条及び武蔵村山市文化財保護条例第37条の規定に基づき、文化財保護審議会委員10名に委嘱しておりますが、3月末をもって任期が満了することから新たに委嘱する必要が生じたので提案するものでございます。

名簿の内野さん、國さん、清水さん、城崎さん、瀬川さん、田代さん、多田さん、檜崎さん、蓮沼さん、原田さんの10名の方々全員が再任ということでございます。任期につきましては平成26年4月1日から2年間になります。

以上で説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第29号 武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第11 議案第30号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について

○高橋委員長 日程第11、議案第30号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第30号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について。

武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第30号の提案理由を説明させていただきます。

スポーツ推進委員の任期満了に伴い新たに委員を委嘱する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 それでは、議案第30号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について御説明いたします。

別紙を御覧いただきたいと思っております。スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法第32条第2項及び武蔵村山市スポーツ推進委員に関する規則第3条の規定に基づき、教育委

員会が委嘱する委員14名をもって構成しております。現在13名に委嘱しておりますが、3月末をもって任期が満了することから新たに委員を委嘱する必要が生じたので提案するものでございます。

委員につきましては、社会的信望がありスポーツに関する深い関心と理解を持ち、その職務を行うに必要な熱意と能力を持った方を委嘱しております。伊東さん、富高さんの2名につきましては新たな委員としてお願いしております。また、朝倉さん、浦野さん、川島さん、高橋さん、田畑さん、津野さん、富田さん、宮崎さん、丸山さんの9名につきましては、再任ということで引き続き委員をお願いしております。なお、現在3名の欠員につきましては、現在未決定となっております。任期につきましては平成26年4月1日から2年間でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第30号 武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第17 議案第34号 平成25年度教育予算の補正(第8号)の申出について

○高橋委員長 お諮りいたします。

議事の都合により、議案第34号を先に審議いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号を審議いたします。

日程第17、議案第34号 平成25年度教育予算の補正(第8号)の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第34号 平成25年度教育予算の補正(第8号)の申出について。

平成25年度教育予算の補正について別紙のとおり申し出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成26年3月19日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第34号の提案理由を説明させていただきます。

平成25年度教育予算について歳入で都補助金等の補正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 議案第34号 平成25年度教育予算の補正(第8号)の申出につきまして御説明申し上げます。

3月18日付で市長より、平成25年度武蔵村山市一般会計補正(第8号)につきまして今市議会定例会に提案するに当たり、教育委員会に協議がございましたので申し出るものでございます。

お手元に御配付させていただいております別紙1ページを御覧ください。歳入につきましては、都支出金、教育費都補助金で小学校費補助金並びに中学校費補助金につきまして補正を申し出るものでございます。小学校費補助金、中学校費補助金につきましては、東京都の普通教室冷房化補助制度は平成24年度で終了する予定でしたが、平成25年度まで1

年間延長されたため小学校では第二小学校、中学校では村山学園第二中学校、第四中学校に今年度設置いたしました冷房経費につきまして、東京都のほうに補助の要求をさせていただいたところでございます。

裏面2ページを御覧ください。繰越明許費についてでございます。平成25年度に実施完了予定でございました第四中学校武道場整備工事並びに、第四中学校太陽光パネル設置工事につきましては、建築確認の東京都からの許可日数が数カ月を要したこと、また、建築工事開始後に建築予定地内に地中障害物、コンクリートでございますが、が発見され、解体撤去に約1カ月の工期を要したこと、今年度に整備が完了できないことから平成26年度に繰り越しをお願いするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第34号の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第34号 平成25年度教育予算の補正(第8号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第12 協議事項

○高橋委員長 日程第12、協議事項を議題といたします。

委員の皆様からの協議事項をお受けいたします。

(発言する者なし)

○高橋委員長 ございませつか。

それでは、事務局からの協議事項をお受けいたします。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 事務局から、武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）について、平成26年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）についての2件につきまして、御協議をよろしくお願ひいたします。

○高橋委員長 それでは、まず協議事項の1点目、武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）についての説明を求めます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）について御説明をいたします。

この基本方針の策定は、平成25年9月に施行されまじたいじめ防止対策推進法の第2条におきましてその策定を、いわゆる努力義務としているものでございませ。国の基本方針は平成25年10月11日に文科大臣の決定という形で公表されまじましたが、その内容を受けて東京都が基本方針を作成する予定でございませましたが、知事選挙の影響もあり東京都の基本方針策定は6月頃となるとのこととございませ。本市といたしましては、いじめ防止はいわゆる待ったなしで取り組むべき課題であるとの認識のもと、これまでも様々な取組を進めてまいりましたが、基本方針の策定につきましても都の策定を待つことなく、本日御協議をいただき今後策定をしてまいりたいと考えております。

1ページを御覧ください。1、基本方針策定の意義につきまじては、国の基本方針の内容を受けまして本基本方針策定の意義を明示しております。また、いじめの定義は、いじめ防止対策推進法に示されたものでございませ。3、いじめの禁止では、いじめ防止対策推進法の第4条でも明記されておりますように、本市におきましても全ての児童・生徒はいじめを行ってはならないということとをここで宣言しております。

2ページを御覧ください。4、いじめ問題への基本的な考え方ですが、本市におきましては、これまでも道徳や人権教育を重視する中で児童・生徒の規範意識や社会性を高め、思いやりの心を育てることに取り組んでまいりました。さらに問題行動には毅然とした態度で指導することや、組織的な相談体制を構築しいじめ問題に取り組んできたことを踏まえて記載してあります。

3 ページ、5、学校における取組では、この基本方針を受けて各学校がそれぞれの実態に応じた基本方針を策定することと、本市独自の取組でありますいじめ標語、武蔵村山市いじめ追放アピール等さまざまな内容の活用をし、各学校における取り組みの具体策を提示しております。また、早期対応の具体策としまして、いじめ認知報告票やいじめ対応記録票をもとに全教職員が、いじめの現状について情報を共有し、学校全体が組織的に解決に取り組むことや、いじめを行った児童・生徒に対しましては、教育的配慮のもと毅然とした態度で指導することを明記しております。

最後、5 ページになりますが、6、武蔵村山市における取組についてでございます。これまでと同様、福祉機関や医療関係機関、地域等との連携を密にしていじめ防止に取り組むとともに、必要と判断された際には、いじめを行った児童・生徒の保護者に対し出席停止を命じるといった断固たる態度をもって、いじめ防止に努めることを明確にしております。さらに、重大事態が発生した際には、平成26年度から全校がコミュニティ・スクールとなることも踏まえまして、地域及び学校運営協議会の代表やカウンセラー等の専門家を交えたいじめ問題対策委員会を設置し、事実関係の明確化や原因の追及及び解決策等について調査を行うことといたしました。

いずれにいたしましても、いかなる理由があっても明確な人権侵害であるいじめは決してあってはならないことであるということの認識を持って、本基本方針を明確にしていきたいと思います。

説明は以上でございます。

○高橋委員長 それでは、続いて協議事項の2点目、平成26年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）についての説明を求めます。

小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 平成26年4月7日月曜日に市立小学校の、同4月8日火曜日に市立中学校及び小中一貫校村山学園の入学式が挙行されます。つきましては同入学式の教育委員会告辞について別紙のとおり提案をさせていただきます。

小学校の告辞は、新1年生に期待することとして先生の話をよく聞くこと、友達と仲よくすること、挨拶することの3点について述べたものとなっております。また、中学校の告辞は、中学校生活に対して進んで学習しよく考えて判断すること、自分の行動を振り返り正しい行動を心がけること等について述べたものとなっております。村山学園の小中一貫校については、1年生と7年生対象の内容に分けて構成いたしております。1年生については小学

校の告辞と同様、また7年生については、自信と誇りを持って生活することについて述べたものとなっております。

よろしく御協議を賜りたくお願いいたします。

以上でございます。

○高橋委員長 いかがでございましょうか。何か質疑等があればお受けいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

◎日程第13 その他

○高橋委員長 日程第13、その他に入ります。

委員の皆様からの、よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、これをもってその他を終わります。

◎日程第14 議案第31号 東京都教育委員会職員の派遣に関する協定締結の臨時代理の承認について

(議案第31号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第15 議案第32号 指導主事の任命について

(議案第32号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第16 議案第33号 武蔵村山市立学校非常勤教員の人事上の措置について

(議案第33号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年度第3回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後5時52分閉会

